



しちのへ 農業委員会 だより

通巻 32号(27号 30年 11月)

発行 七戸町農業委員会事務局

所在 七戸町字森ノ上 131-4

電話 68-2967(直通)

平成30年度 東北・北海道活性化フォーラム ～未来を拓く担い手・農地対策の実践～



8月24日、北海道札幌市「札幌コンベンションセンター」において、「東北・北海道農業活性化フォーラム」が開催され東北六県、北海道の農業委員、農地利用最適化推進委員、関係者など約1,200名が参加しました。このフォーラムは、農業委員会活動の根幹である地域に根ざした担い手・農地対策を実践していくための方策を探るため開催されているものです。

フォーラムでは、多田正光一般社団法人北海道農業会議代表理事会長の主催者挨拶に始まり、全国農業会議所から「農業委員会組織・制度を取り巻く情勢～農地等の利用の最適化の推進に向けて～」の情勢報告があり、基調講演、事例発表と続き最後にフォーラムアピールで締めくくり閉会しました。

平成30年度 上十三地区農業委員会大会



7月25日、上十三地区農業委員会連絡協議会主催による標記大会が東北町コミュニティセンター未来館で開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員、関係農業団体など約150名が参加しました。この大会は、農業委員、推進委員が一同に会して、意志決定と組織の活性化のため毎年会場を持ち回りで開催されているものです。大会では、主催者である力石堅太郎上十三地区農業委員会連絡協議会会長の挨拶に始まり、蛭名鉦治東北町長から歓迎のことばをいただきました。その後の議事で「機構集積協力金に関する要望」、「多面的機能支払交付金の拡充・強化と継続実施に関する要望」、「地域の農業生産を支える土地改良区の運営に係る支援の要望」が原案通り可決されました。最後に、天間俊一七戸町農業委員会会長のガンパロー三唱、工藤章七戸町農業委員会会長職務代理の閉会のことばで締めくくり、閉会しました。

✿ 農業委員会はこんな仕事をしています ✿

農地の賃借・売買・農地の転用 についての審査

- 申請事項についての審査、審議、決定

農業者年金の加入と受給手続き のお手伝い

- 加入促進 ●受給手続き手伝い
- 円滑な経営移譲の指導

農業委員は地域の世話役

- 農地、税金、後継者などの農家の相談相手

農地情報の一元化

- 農地基本台帳の整備
- 各種証明書の発行

地域農業と優良農地の保全確保

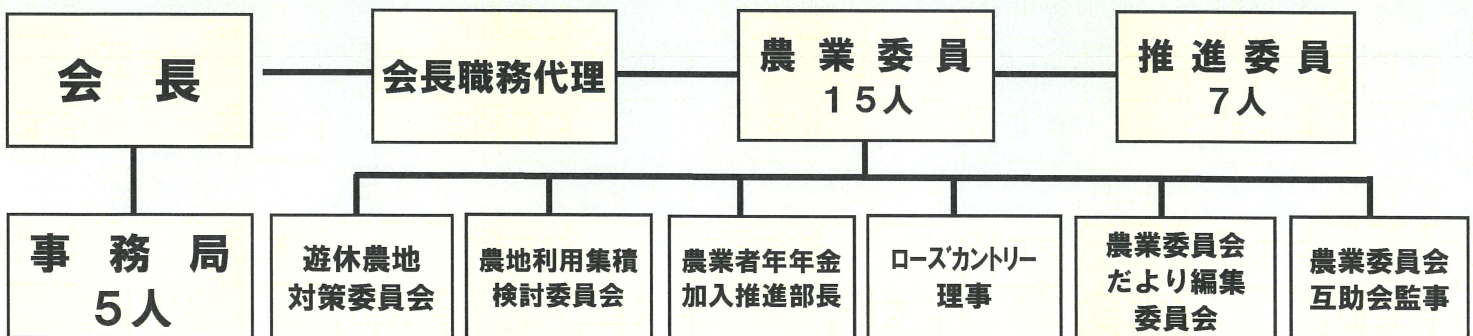
- 土地利用の合意形成
- 無断転用の防止

認定農業者等への農地利用集積・経営改善の指導

- 農地利用調整・あっせん

農業委員会は、農業生産の基盤となる優良農地を守り、農地の有効活用を図るため、農地の権利移転や転用等について審査し、適正な執行を行う機関です。また、地域農業の経営改善支援のため、農業の担い手の育成や働きかけを行い農業の環境改善に取り組んでいます。

◆ 農業委員会の組織 ◆



- 農業委員会構成・・・7班制
- 総会・・・毎月1回(10日前後)
- 農地パトロール・・・8月～9月



農地パトロール実施中

農業委員会は地域の農地を調査し、必要な指導を行います

ストップ 遊休農地

ストップ 違反転用

ストップ 不法投棄

農地パトロールを実施中です!!

農業委員会では、農地法に基づき年に1回、すべての農地を巡回し、農地利用状況を確認することになっています。

今年も、担当地区の委員の皆さんがパトロールを実施しています。

農地を荒らしておくとも病害虫や有害鳥獣の発生源となりますので、日頃から草刈を実施し、農地の適正な管理に努めましょう。

遊休農地が発生すると……



病害虫の発生



雑木・雑草の繁茂



産業廃棄物等の不法投棄



鳥獣害の発生



火災の発生

農地は荒らさず耕作しましょう!

農地の権利を有する者は…

「農地を農地として利用する責務」 があります!

◆自ら耕作できない等、農地の利用でお悩みの方はお早めに地元の農業委員や農業委員会事務局にご相談下さい。



違反転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

現状回復等の命令、罰則の適用があります。

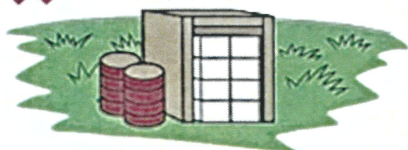
①違反転用

3年以下の懲役または300万円以下の罰金

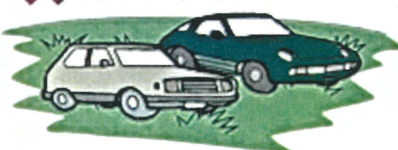
②違反転用における現状回復/命令違反

(法人は1億円以下の罰金)

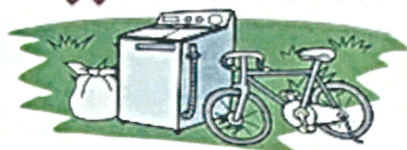
✗ 資材置場にした



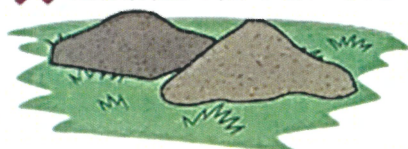
✗ 青空駐車場にした



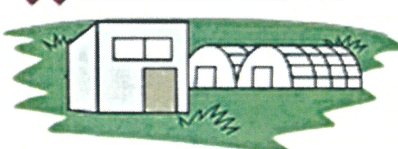
✗ 産廃の捨て場にした



✗ 建設残土の捨て場にした



✗ 農業用施設を建てた*



※自己所有農地に2a未滿の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会にご相談ください。

— 農地に関するお知らせ —

● 相続登記をお忘れなく ●

● 農地所有者が死亡された時は、速やかに相続登記をお願いします。

※ 相続されない農地は売買や貸借ができません。

※ 農政関連の補助制度の障害になる場合もあります。

● 相続登記が終わったならば必ず農業委員会に届けてください。

● 転用完了後の地目変更を忘れずに!!

● 許可を受けただけでは変更になりません。

● 地目変更しないで放置しておくと、諸手続きの障害となる場合があります。

※ 不動産登記法では、変更があった時から一ヶ月以内に登記しない場合、10万円以下の過料に処すると規定されています。(土地所有者の義務)

● 農地の売買・貸借・転用するときには
農業委員会の許可が必要です!!

● 農地の売買・貸借：農業委員会の許可
(無償の場合も許可が必要です)

● 農地の転用：県知事の許可(農業委員会を経由)
(但し、4ha を超す場合は要大臣協議)



申請窓口は農業委員会

毎月20日締切

新 職 員 紹 介

4月の人事異動で農業委員会へ配属となりました。地域農業の振興を担う農業委員会の多岐にわたる業務にあつて、各種法令に基づく業務や農政活動などを担当しております。

円滑な業務推進に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。



次長 向中野 洋人



主事 和田 明日香

4月の人事異動で農業委員会へ配属となりました。農地の許認可、農業青年金、全国農業新聞に関する業務を担当しております。至らない点等あるかとは思いますが、みなさまのご指導を得ながら精一杯努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

農業新聞の購読を

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業総合専門紙です。

農業、農政の動きをわかりやすく解説
家族で楽しめる記事も充実しています

全国農業新聞

週刊 金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

購読の申込みは農業委員会又は農業委員会事務局へお気軽に連絡ください。



- ◎編集委員長 中村 博徳
- 編集副委員長 佐々木 信幸
- ◆編集委員 鳴海 美名子
天間 俊一
工藤 章